

栗国村離島患者等通院費支援事業

栗国村では平成30年から、難病等により沖縄本島での通院治療を余儀なくされている方へ経済的負担を軽減することを目的として、渡航費、宿泊費の一部（1泊あたり最大6,000円）を助成しています。

宿泊費は助成対象の通院に必要なものに限るため、対象外の通院のために必要な宿泊費は含まれません。フェリー欠航等で必要な宿泊日数が増えた場合は船舶事務所にて発行してもらった欠航の証明書を申請の際に提出くださいますようお願いいたします。

また、こちらの事業は沖縄本島へ通院治療される方を対象にしています。出産を含め沖縄県外の医療機関に通院する際は補助対象になりませんのでご注意ください。

その他不明点がありましたら民生課までお問い合わせください。

NO	助成金名称	対 象 者
1	特定不妊治療を受ける夫婦	栗国村に住所を有し、沖縄県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書をお持ちの申請者と配偶者
2	妊産婦	栗国村に住所を有し、親子健康手帳の交付を受けた方
3	がん患者	島外医療施設へがん治療のために通院する者
4	子宮けいがん予防ワクチン接種後に多様な症状を呈している患者	医師等から子宮けいがん予防ワクチンによる予防接種後、副反応疑い報告が行われた方
5	小児慢性特定疾病児童等	沖縄県が交付する小児慢性特定疾病医療受給者証を有する方
6	指定難病患者	沖縄県が交付する特定医療費（指定難病）受給者証を有する方
7	特定疾患患者	沖縄県知事が交付する特定疾患医療受給者証を有する方
8	上記1～7までの付添人1名	上記の者1～7が未成年若しくは介護保険法における要介護者又は要支援者であって、付添人は、離島患者等が未成年者、介護保険法における要介護者若しくは要支援者又は医師が通院のために必要であると認める者であって、栗国村が付き添いを要すると認めるものに限り、1名までを対象

問い合わせ：栗国村役場民生課 電話098-988-2017

野焼きは法律で禁止されています！



家庭や事業所からでる廃棄物の野外焼却（野焼き）は、煙や悪臭などにより近隣へ迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類等の発生による健康被害や土壌汚染のおそれがあることから、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で「焼却禁止の例外」を除き禁止されています。

なお、野外焼却は罰則の対象となり、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、法人はさらに両罰規定で3億円以下の罰金に科せられます。

※詳細は栗国村公式ホームページをご確認ください。